

綾瀬市労働団体事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、労働者の労働条件の改善及び生活の安定、連帯性の向上を図ることを目的として、労働団体が行う事業に要する経費に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「労働団体」とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の改善等を図ることを目的として組織された綾瀬市に所在地を有する労働団体を包括する連合団体をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、日本労働組合総連合会神奈川県連合会の地域組織である県中央地域連合が行う事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、メーデー及び各種キャンペーン、街宣活動、親睦行事、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、美化活動に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の4分の1以内で市長が定める額とし、1,000円未満の端数金額を切り捨てるものとする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受ける場合は、規則第4条に規定する申請書（第1号様式、第2号様式）のほか、当該年度における事業計画書を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求及び受領)

第8条 補助金を請求しようとするときは、規則第11条に規定する請求書（第5号

様式)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた労働団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき

(2) 補助金を目的外に使用したとき

(3) その他、不正行為があったとき

(実績報告書の提出)

第10条 第8条に掲げる正当な請求により、補助金の交付を受けた労働団体は、規則第12条に規定する実績報告書(第6号様式)を、当該年度の最終日から起算して1箇月以内に市長まで提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、労働団体事業補助金について必要な事項は、市長が別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に改正前の労働団体補助金交付要綱第4条の規定により交付決定された補助金については、なお従前の例による。